

別添 4 (第 1 の 1 関係)

実証温室及びリース導入による機械設備等に係る留意事項

I 実証温室

第 1 補助対象の基準

新たに整備する温室、施設の移設・改修等（以下「移設等」という。）により設置する温室及び既存の温室等の技術実証に必要な温室については、「要素技術」の効果的な実施を図る観点から、次の基準を満たすものとする。

- 1 技術実証に取り組む品目に係る技術実証の作付（栽培）面積は、次世代施設園芸拠点等及びこれに準ずる規模の園芸施設を除き、おおむね30a以上1ha未満とする。
- 2 35m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有する太陽光型の施設とする。
- 3 当該施設の移設等に当たっては、必要に応じて土壌調査、水質調査及び構造診断を実施するものとする。

第 2 対象地域

実証温室の移設等の対象地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区のほか、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、かつ都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができるものとする。

第 3 補助対象経費等

補助対象経費及び事務手続については、事務取扱の定めによるものとする。

第 4 事業の実施基準

- 1 施設の移設等のための計画策定における施設の能力及び規模は、コンソーシアム内で十分協議し、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- 2 実証温室の移設等の事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 移設等を行う実証温室は、原則として、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
- 4 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設の移設等を行う場合については、次によるものとする。
 - （1）貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とするものとする。
 - （2）取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、取組主体負担（（事業費－補助

金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費)により算出される額以内とする。

- (3) 賃貸借契約は、書面によって行うものとする。なお、取組主体は、賃貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

Ⅱ 実証に必要な機械設備等のリース導入

第1 補助対象の基準

技術実証に必要な機械設備等のリース導入に要する経費であって、要素技術の効果的な実施を図る観点から、次の基準を満たすものとする。

1 補助対象機械設備等

加温装置、養液栽培装置、換気装置、複合環境制御装置、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、底面給水施設、立体栽培施設、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、細霧冷房設備、除湿装置、炭酸ガス発生装置、防除設備、労務管理システム、収穫、搬送及び調製の自動化等の省力化に資する装置等の技術実証に必要で生産性向上に資する設備等を導入することができるものとする。

2 本体価格が50万円以上の機械設備等であるものとする。

3 原則、新品であるものとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

第2 対象地域

実証に必要な機械設備等のリース導入の対象地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区のほか、長期にわたり安定して営農が継続されることが確実と見込まれ、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、上記の区域以外も主たる受益地とすることができるものとする。

第3 機械設備等のリース導入に係る留意事項

本事業の対象とするリース契約（取組主体と、取組主体が導入する補助対象機械施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）との間で締結するリース物件に関する賃貸借契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 取組主体は、交付決定後、リース事業者に機械設備等を納入する事業者を、原則として一般競争入札の実施又は複数の業者より見積もりを提出させることにより選定した上で決定するものとし、事業費の低減を図らなければならない。

2 リース料総額からリースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）を差し引いた額によりリース料を支払うものであることとする。また、当該リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、リース導入計画の内容と同

一であることとする。

- 3 リース期間は、本事業の事業実施期間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内であることとする。
- 4 リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める取組主体の割合が半数未満であることとする。
- 5 リース事業者が債務超過でないこととする。
- 6 リース契約期間中にリース契約書の記載内容を変更した場合、取組主体は、事業実施者に対してリース契約の変更を届け出るものとする。
- 7 リース料助成額については、次の算式によるものとする。

なお、リース物件価格には、リース導入に係る工事費等諸経費を含むことができるものとする。

「リース料助成額」＝リース物件購入価格（税抜き）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。なお、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とするものとする。

リース期間は取組主体がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数点以下3位の数字を四捨五入して小数点以下2位で表した数値とする。

- ・「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）
- ・「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格（税抜き）」）×助成率（1／2以内の場合は当該率。定額の場合は1。）

第4 事業の実施基準

1 リース料助成金の支払

事業実施者は、リース契約に基づき機械設備等が取組主体に導入され、当該取組主体からリース料助成金の支払請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の1の（7）により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく取組主体にリース料助成金を支払うものとする。

る。ただし、取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うものとする。

2 リース料助成金の返還等

事業実施者は、取組主体に支払ったリース料助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、リース料助成金の一部若しくは全部を減額し、又は取組主体に対し、既に支払ったリース料助成金の一部若しくは全部の返還を求めなければならない。

本事業において導入した機械設備等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときについても同様とする。